No.９

令和５年（１２月）

第５回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第７６号	熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市民課	1
第７７号	熊谷市災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	危機管理課	2
第７８号	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	障害福祉課	3
第７９号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	5
第８０号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保険年金課	6
第８１号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	１４
第８２号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	障害福祉課 こども課	１６

議案第７６号の参考資料

熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市印鑑条例（平成１７年条例第１６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（印鑑登録証明書の交付） 第１０条　（略） ２　前条及び前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（同法第１６条の２第１項に規定する移動端末設備をいい、同法第３５条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を用いて、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機により前項の印鑑登録証明書の交付を受けることができる。	（印鑑登録証明書の交付） 第１０条　（略） ２　前条及び前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する自己に係る利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機により前項の印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

議案第７７号の参考資料

熊谷市災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市災害派遣手当等の額に関する条例（平成１７年条例第２１号）

（下線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）第１９条及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成２５年政令第２３７号）第４３条の規定により条例で定める災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７５号）第３８条（同令第５２条において準用する場合を含む。）の規定により災害対策基本法施行令第１９条の規定の例によることとされる条例で定める武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成２５年政令第１２２号）第４条の５の規定により災害対策基本法施行令第１９条の規定の例によることとされる条例で定める特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の額は、次のとおりとする。</td><td>災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）第１９条及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成２５年政令第２３７号）第４３条の規定により条例で定める災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７５号）第３８条（同令第５２条において準用する場合を含む。）の規定により災害対策基本法施行令第１９条の規定の例によることとされる条例で定める武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成２５年政令第１２２号）第１０条の規定により災害対策基本法施行令第１９条の規定の例によることとされる条例で定める新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額は、次のとおりとする。</td></tr>
<tr><td><table>
<tr><th>市内に滞在する期間
施設の利用区分</th><th>３０日以内の期間</th><th>３０日を超え６０日以内の期間</th><th>６０日を超える期間</th></tr>
<tr><td>公用の施設又はこれに準ずる施設（１日につき）</td><td>3,970円</td><td>3,970円</td><td>3,970円</td></tr>
<tr><td>その他の施設（１日につき）</td><td>6,620円</td><td>5,870円</td><td>5,140円</td></tr>
</table></td><td><table>
<tr><th>市内に滞在する期間
施設の利用区分</th><th>３０日以内の期間</th><th>３０日を超え６０日以内の期間</th><th>６０日を超える期間</th></tr>
<tr><td>公用の施設又はこれに準ずる施設（１日につき）</td><td>3,970円</td><td>3,970円</td><td>3,970円</td></tr>
<tr><td>その他の施設（１日につき）</td><td>6,620円</td><td>5,870円</td><td>5,140円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

議案第７８号の参考資料

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成１７年条例第１５７号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（対象者） 第３条　助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ⑴　市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。 ア　（略） イ　他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所している者 ウ　他の市町村長が老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条第１項第１号の規定により、同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者 エ～コ　（略） ⑵　（略） ⑶　本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所している者 ⑷　市長が老人福祉法第１１条第１項第１号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者 ⑸～⒀　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次の各号	（対象者） 第３条　助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ⑴　市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。 ア　（略） イ～ク　（略） ⑵　（略） ⑶～⑾　（略） ２　前項の規定にかかわらず、次の各号

改　正　案	現　行
のいずれかに該当する者は、対象としない。 ⑴～⑷　（略） ⑸　熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第１４０号）に基づき医療費の支給を現に受けている者 ⑹　熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成１７年条例第１４１号）に基づき医療費の支給を現に受けている者 ⑺　他の都道府県又は市町村が実施する医療費支給事業により医療費の支給を現に受けている者	のいずれかに該当する者は、対象としない。 ⑴～⑷　（略）

議案第７９号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成１８年条例第３６号）

（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第２条関係）		別表（第２条関係）	
名称	位置	名称	位置
熊谷市立第２佐谷田児童クラブ	（略）	熊谷市立第２佐谷田児童クラブ	（略）
熊谷市立第３佐谷田児童クラブ	熊谷市佐谷田１０３０番地		
熊谷市立南児童クラブ	（略）	熊谷市立南児童クラブ	（略）
熊谷市立第２南児童クラブ	熊谷市榎町３４３番地		
熊谷市立第２別府児童クラブ	熊谷市西別府３５番地２	熊谷市立第２別府児童クラブ	熊谷市西別府２９番地１
熊谷市立荒川児童クラブ	（略）	熊谷市立荒川児童クラブ	（略）
熊谷市立桜木児童クラブ	熊谷市桜木町二丁目３３番地１		

議案第８０号の参考資料

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（課税額） 第２条　（略） ２　（略） ３　後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が２２万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、２２万円とする。 ４　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に１００分の６．９２を乗じて算定する。 ２　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について３１，５００円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第６条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．３２を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）	（課税額） 第２条　（略） ２　（略） ３　後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が２０万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、２０万円とする。 ４　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に１００分の６．９を乗じて算定する。 ２　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について２８，５００円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第６条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．２を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

改　正　案	現　行
第７条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１３，５００円とする。	第７条　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について１３，０００円とする。
（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）	（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）
第８条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．８６を乗じて算定する。	第８条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．７を乗じて算定する。
（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）	（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）
第９条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について１３，５００円とする。	第９条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について１２，５００円とする。
（国民健康保険税の減額）	（国民健康保険税の減額）
第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には６５万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２２万円を超える場合には２２万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には１７万円）の合算額とする。	第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６５万円を超える場合には６５万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が２０万円を超える場合には２０万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には１７万円）の合算額とする。
⑴　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所	⑴　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所

改　正　案	現　行
得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２２，０５０円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１９，９５０円
イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　９，４５０円	イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　９，１００円
ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人につい	ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人につい

改　正　案	現　行
て　９，４５０円	て　８，７５０円
⑵　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２９万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	⑵　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２９万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１５，７５０円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１４，２５０円
イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，７５０円	イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，５００円
ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，７５０円	ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，２５０円
⑶　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５３万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に	⑶　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５３万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に

改　正　案	現　行
係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，３００円 イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，７００円 ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，７００円	係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，７００円 イ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，６００円 ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，５００円
２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 ⑴　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに掲げる額を減額した世帯　４，７２５円 イ　前項第２号アに掲げる額を減額した世帯　７，８７５円 ウ　前項第３号アに掲げる額を減額した世帯　１２，６００円	２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 ⑴　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに掲げる額を減額した世帯　４，２７５円 イ　前項第２号アに掲げる額を減額した世帯　７，１２５円 ウ　前項第３号アに掲げる額を減額した世帯　１１，４００円

改正案	現行
エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１５，７５０円	エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１４，２５０円
⑵　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額	⑵　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額
ア　前項第１号イに掲げる額を減額した世帯　２，０２５円	ア　前項第１号イに掲げる額を減額した世帯　１，９５０円
イ　前項第２号イに掲げる額を減額した世帯　３，３７５円	イ　前項第２号イに掲げる額を減額した世帯　３，２５０円
ウ　前項第３号イに掲げる額を減額した世帯　５，４００円	ウ　前項第３号イに掲げる額を減額した世帯　５，２００円
エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，７５０円	エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，５００円
３　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第５６条の８９第４項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	
⑴　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第３条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第２４条の３０の５に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	
⑵　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当	

改　正　案	現　行
該出産被保険者につき第５条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ⑶　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第６条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ⑷　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第７条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ⑸　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第８条の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 ⑹　国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第９条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	

改　正　案	現　行
（特例対象被保険者等に係る申告） 第２３条の２　（略） （出産被保険者に係る届出） 第２３条の３　国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。 ⑴　納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。） ⑵　出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 ⑶　出産の予定日 ⑷　単胎妊娠又は多胎妊娠の別 ⑸　その他市長が必要と認める事項 ２　前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。 ⑴　出産の予定日を明らかにすることができる書類 ⑵　多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類 ⑶　出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類 ３　第１項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の６月前から行うことができる。 ４　第１項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第２項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第１項の規定による届出を省略させることができる。	（特例対象被保険者等に係る申告） 第２３条の２　（略）

議案第８１号の参考資料

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２９号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（特定教育・保育の取扱方針） 第１６条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ⑴　（略） ⑵　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第１０項の規定による公示がされた施設に限る。）次号及び第４号に掲げる事項 ⑶・⑷　（略） ２　（略） （特別利用保育の基準） 第３６条　（略） ２　（略） ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第７条第３項、第８条第２項及び第２７条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第１４条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第２８条第２項第２号の内閣総理大臣が	（特定教育・保育の取扱方針） 第１６条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ⑴　（略） ⑵　認定こども園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けた施設及び同条第１１項の規定による公示がされた施設に限る。）次号及び第４号に掲げる事項 ⑶・⑷　（略） ２　（略） （特別利用保育の基準） 第３６条　（略） ２　（略） ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第２８条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第７条第３項、第８条第２項及び第２７条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第１４条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第２８条第２項第２号の内閣総理大

改　正　案	現　行
定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ⑺中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ⑷中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。 （特別利用教育の基準） 第３７条　（略） ２　（略） ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第７条第３項、第８条第２項及び第２７条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「法第１９条第１号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第１４条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ⑺中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑷中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。	臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ⑺中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ⑷中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。 （特別利用教育の基準） 第３７条　（略） ２　（略） ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第７条第３項、第８条第２項及び第２７条を除く。）の規定を適用する。この場合において、第７条第２項中「法第１９条第１号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに」と、第１４条第２項中「第２７条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「第２８条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ⑺中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑷中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。

議案第８２号の参考資料

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成２７年条例第４１号）

（下線部分は改正部分）

改正案

別表第１（第３条関係）

執行機関	事務
１　市長	熊谷市こども医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第１４０号）によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
２　市長	熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成１７年条例第１４１号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
３　市長	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成１７年条例第１５７号）による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
４　市長	（略）

別表第２（第３条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
１　市長	熊谷市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
２　市長	熊谷市ひとり	地方税関係情

現行

別表第１（第３条関係）

執行機関	事務
市長	（略）

別表第２（第３条関係）

執行機関	事務	特定個人情報

改正案			現行		
	親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			
3　市長	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの			
4　市長	（略）	（略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）	市長	（略）	（略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略） （略）